

**2023 年度
同窓会定期総会**

**群馬県高崎市昭和町 53 番地
新島学園短期大学同窓会
027-326-1155**

2023 年度同窓会定期総会

I. 議題

第 1 号議案

2022 年度（2022 年 4 月 1 日－2023 年 3 月 31 日）事業報告

2023 年度（2023 年 4 月 1 日－2024 年 3 月 31 日）事業計画（案）

第 2 号議案

2022 年度（2022 年 4 月 1 日－2023 年 3 月 31 日）決算報告

2022 年度（2022 年 4 月 1 日－2023 年 3 月 31 日）会計監査報告

第 3 号議案

2023 年度（2023 年 4 月 1 日－2024 年 3 月 31 日）予算（案）

第 4 号議案

2023 年度同窓会役員候補（案）

第 5 号議案

会則変更（案）

その他

開学 40 周年記念事業について

第1号議案

2022年度事業報告・2023年度事業計画（案）

2022年度事業報告 活動期間：2022年4月1日-2023年3月31日		2023年度事業計画（案） 活動期間：2023年4月1日-2024年3月31日	
2022年		2023年	
4月	4日 月 入学式 25日 月 定期総会案内発送準備	4月	3日 月 入学式
5月	2日 月 同窓会報発行準備	5月	1日 月 同窓会報発送準備 8日 月 定期総会案内発送準備
6月	8日 水 定期総会（～14日まで） 11日 土 ホームカミングデー実行委員会	6月	5日 月 定期総会（～11日まで） 17日 土 定例役員会
7月	23日 土 ホームカミングデー実行委員会	7月	定例役員会
8月		8月	
9月		9月	定例役員会
10月	1日 土 ホームカミングデー実行委員会 同窓会報発行（Web発行） 29日 土 ホームカミングデー	10月	定例役員会 14日 土 開学40周年記念式典・講演会
11月		11月	1日 水 同窓会報発行（Web発行） 定例役員会
12月		12月	23日 土 裏祭
2023年		2024年	
1月		1月	定例役員会
2月		2月	定例役員会
3月	14日 火 卒業礼拝 15日 水 卒業式	3月	13日 水 卒業礼拝 14日 木 卒業式

※ 2022年度 定例役員会は新型コロナウイルス感染防止の為、当面の間書面・オンライン等で実施

※ 2023年度 定例役員会は対面・オンライン等で実施

第2号議案

2022年度決算報告

期間：2022年4月1日-2023年3月31日

科 目		2022年度 予算額【A】	2022年度 決算額【B】	増減 【A-B】	備考	
収入の部	1 会費収入	1,640,000	1,640,000	0	2022年度3月卒 164名	
	2 預金利息	0	52	▲ 52	2022年8月13日 26円 2023年2月18日 26円	
	3 雑収入	0	0	0		
	4 前受金	1,360,000	1,340,000	20,000	2023年3月卒 134名	
	5 役員通信費	0	1,000	▲ 1,000		
	6 前年度繰越金	5,199,404	5,199,404	0		
	収入の部 合計		8,199,404	8,180,456	18,948	
支出の部	運営費	1 会議費	50,000	0	50,000	
		2 事務費	50,000	0	50,000	封筒作成費用
		3 役員交通費	50,000	11,360	38,640	
		4 役員通信費	300,000	169,409	130,591	携帯電話料金等
	小計		450,000	180,769	269,231	
	事業費	5 総会案内原稿作成費	15,000	11,000	4,000	
		6 総会案内発送費	650,000	547,242	102,758	
		7 同窓会報作成費	210,000	182,875	27,125	
		8 同窓会報発送費	0	0	0	Web発行
		9 文化活動費	100,000	0	100,000	
		10 ホームカミングデー運営費	800,000	546,294	253,706	案内はがき発送費
		11 広告費 ※1	5,000	0	5,000	
	小計		1,780,000	1,287,411	492,589	
	その他	12 花みずき助成金 ※2	0	0	0	
		13 会員デー外部委託費	55,000	55,000	0	同窓会名簿管理費用
14 HPメンテナンス費		100,000	81,510	18,490		
15 雑費		60,000	55,510	4,490	慶弔・振込手数料等	
小計		215,000	192,020	22,980		
次年度繰越金 ※3		5,754,404	6,520,256	▲ 765,852	2023年3月末 通帳残高	
支出の部 合計		8,199,404	8,180,456	18,948		
差引残高		0	0	0		

※1 広告費

短大他 広告・協賛依頼のあったものに対する経費として2008年より計上

※2 花みずき助成金

短大で明確な目的が発生した場合、役員会にて承認後計上

※3 次年度繰越金

2022年度決算額 次年度繰越金6,520,256円に前受金（2023年3月卒 1,340,000円）を含む

2022 年度会計監査報告

決算書類（期間：2022 年 4 月 1 日－2023 年 3 月 31 日）を監査の結果、正当かつ正確であることを認めます

2023 年 5 月 27 日

会計監査 小林 由紀

第3号議案

2023年度予算（案）

期間：2023年4月1日-2024年3月31日

科 目		2022年度 決算額【A】	2023年度 予算額【B】	増減 【A-B】	予算額補足説明	
収入の部	1 会費収入	1,640,000	1,340,000	300,000	2023年3月卒 134名	
	2 預金利息	52	0	52		
	3 雑収入	0	0	0		
	4 前受金	1,340,000	3,120,000	▲ 1,780,000	2024年3月卒業見込 132名 2026年3月卒業見込 180名	
	5 役員通信費	1,000	0	1,000		
	6 前年度繰越金 ※1	5,199,404	5,180,256	19,148		
収入の部 合計		8,180,456	9,640,256	▲ 1,459,800		
支出の部	運営費	1 会議費	0	30,000	▲ 30,000	
		2 事務費	0	50,000	▲ 50,000	
		3 役員交通費	11,360	50,000	▲ 38,640	
		4 役員通信費	169,409	200,000	▲ 30,591	オンライン会議通信料等
	小計		180,769	330,000	▲ 149,231	
	事業費	5 総会案内原稿作成費	11,000	15,000	▲ 4,000	
		6 総会案内発送費	547,242	650,000	▲ 102,758	
		7 同窓会報作成費	182,875	210,000	▲ 27,125	
		8 同窓会報発送費	0	0	0	Web発行
		9 文化活動費	0	100,000	▲ 100,000	
		10 ホームカミングデー運営費	546,294	0	546,294	
		11 開学40周年記念事業費	0	300,000	▲ 300,000	寄付金
12 広告費 ※2		0	5,000	▲ 5,000		
小計		1,287,411	1,280,000	7,411		
その他	13 花みずき助成金 ※3	0	0	0		
	14 会員データ外部委託費	55,000	55,000	0	同窓会名簿管理費用	
	15 HPメンテナンス費	81,510	100,000	▲ 18,490		
	16 雑費	55,510	60,000	▲ 4,490	慶弔・振込手数料等	
小計		192,020	215,000	▲ 22,980		
次年度繰越金 ※4		6,520,256	7,815,256	▲ 1,295,000		
支出の部 合計		8,180,456	9,640,256	▲ 1,459,800		
差 引 残 高		0	0	0		

- ※1 前年度繰越金 2022年度決算時の次年度繰越金6,520,256円から前受金（2023年度会費収入 1,340,000円）を除く
- ※2 広告費 短大他、広告・協賛依頼のあったものに対する経費として2008年より計上
- ※3 花みずき助成金 短大で明確な目的が発生した場合、役員会にて承認後計上
- ※4 次年度繰越金 前受金（2024年3月卒業見込 1,320,000円）、（2026年3月卒業見込 1,800,000円）を含む

第4号議案

2023年度同窓会役員候補（案）

【2022年度同窓会現役員】

役職	
同窓会長	丸岡 えみ
副会長 (書記補佐)	関 千 景
副会長 (会計補佐)	新井華奈子
書記 (SNS担当)	茂 木 詩
会計 (SNS担当)	岡 澤 英 里
会計 (SNS担当)	飯 島 夕 紀
会計監査	小 林 由 紀

【2023年度同窓会役員候補】

役職	
同窓会長	丸岡 えみ
副会長 (書記補佐)	関 千 景
副会長 (会計補佐)	新井華奈子
書記 (SNS担当)	茂 木 詩
会計 (SNS担当)	岡 澤 英 里
会計 (SNS担当)	飯 島 夕 紀
会計監査	小 林 由 紀

第5号議案

新島学園短期大学同窓会会則（案）

変更案	現会則
第一章 総則	第一章 総則
(名称) 第1条 本会は新島学園短期大学同窓会と称する。	(名称) 第1条 本会は新島学園短期大学同窓会と称する。
(事務所) 第2条 本会の事務所は、新島学園短期大学内に置く。	(事務所) 第2条 本会の事務所は、新島学園短期大学内に置く。
(目的) 第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、新島学園短期大学（以下、「母校」という）の発展に寄与することを目的とする。	(目的) 第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、新島学園短期大学（以下、「母校」という）の発展に寄与することを目的とする。
第二章 会員構成	第二章 会員構成
(会員) 第4条 本会の会員は次のとおりとする。 (1) 正会員 母校に在籍した者をもって会員とする。 (2) 特別会員 母校の教職員、旧教職員および役員会で承認された者を特別会員とする。	(会員) 第4条 本会の会員は次のとおりとする。 (1) 正会員 母校に在籍した者をもって会員とする。 (2) 特別会員 母校の教職員、旧教職員および役員会で承認された者を特別会員とする。
第三章 事業	第三章 事業
(事業) 第5条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。 (1) 親睦会の開催。 (2) 教育等に関する研修会、講演会および講習会の開催。 (3) 会員名簿、会報等の刊行。 (4) 同期同窓会の援助。 (5) その他必要と認められた事項。	(事業) 第5条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。 (1) 親睦会の開催。 (2) 教育等に関する研修会、講演会および講習会の開催。 (3) 会員名簿、会報等の刊行。 (4) 同期同窓会の援助。 (5) その他必要と認められた事項。
第四章 幹事および役員等	第四章 幹事および役員等
(幹事) 第6条 幹事は次のとおり選出する。 (1) 卒業年度別 若干名（在学時の学友会の有志） (2) 母校を卒業し、学園の職員となった者。 (3) その他役員会で認めた会員。	(幹事) 第6条 幹事は次のとおり選出する。 (1) 卒業年度別 若干名（在学時の学友会の有志） (2) 母校を卒業し、学園の職員となった者。 (3) その他役員会で認めた会員。
(資格喪失) 第7条 本会は、次の事項の発生に基づき、会員の資格を喪失するものとする。 (1) 本人の死亡によるとき (2) 本人の退会の申告によるとき (3) 本人が、本会の秩序を著しく乱しまたは体面を傷つけたとき、あるいは母校の名誉を著しく傷つけまたは損害を与えたとき 2 前項第3号の理由による資格喪失の場合は、役員会の承認を要する。	(資格喪失) 第7条 本会は、次の事項の発生に基づき、会員の資格を喪失するものとする。 (1) 本人の死亡によるとき (2) 本人の退会の申告によるとき (3) 本人が、本会の秩序を著しく乱しまたは体面を傷つけたとき、あるいは母校の名誉を著しく傷つけまたは損害を与えたとき 2 前項第3号の理由による資格喪失の場合は、役員会の承認を要する。

新島学園短期大学同窓会会則（案）

変更案	現会則
<p>(役員)</p> <p>第8条 本会は、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 若干名</p> <p>(3) 書記 若干名</p> <p>(4) 会計 2名</p> <p>(5) 監査 1名</p> <p>(6) 幹事 若干名</p> <p>(役員の選任)</p> <p>第9条 役員を選任は会員の中から総会において選出する。</p> <p>(役員の仕事)</p> <p>第10条 役員の仕事は次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。</p> <p>(2) 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときは職務を代行する</p> <p>(3) 書記は会議の議事録作成および保管にあたる。</p> <p>(4) 会計は予算および決算、金銭の出納にあたる。</p> <p>(5) 監査は本会の業務および会計の監査にあたる。また、臨時会議に出席することができる。</p> <p>(6) 幹事は会員をまとめ、会員との連絡・調整を行ない、会長の諮問に応え、会長が必要と認めた時召集する。</p> <p>(役員の仕事)</p> <p>第11条 役員の仕事は定期総会から次年度の定期総会までの1年とし、再任を妨げない。</p> <p>2 役員に欠員が生じた場合はまたは遠隔地に移転したため連絡支障をきたした場合は、会長の推薦により役員会で承認し、総会の時に報告する。その場合、任期は残存期間とする。ただし再任は妨げない。</p> <p>(役員会)</p> <p>第12条 役員会の議決は、出席した役員の大過半数をもって定める。ただし委任状をもってこれに充当することを認める。賛否同数の時は議長（会長）の決するところとする。幹事は会長が必要と認めた時召集する。</p> <p>(顧問)</p> <p>第13条 本会は顧問を置く。</p> <p>(1) 理事長および学長。</p> <p>(2) その他会長が必要と認め、役員会で承認された者。</p>	<p>(役員)</p> <p>第8条 本会は、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 若干名</p> <p>(3) 書記 若干名</p> <p>(4) 会計 2名</p> <p>(5) 監査 1名</p> <p>(6) 幹事 若干名</p> <p>(役員の選任)</p> <p>第9条 役員を選任は会員の中から総会において選出する。</p> <p>(役員の仕事)</p> <p>第10条 役員の仕事は次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。</p> <p>(2) 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときは職務を代行する</p> <p>(3) 書記は会議の議事録作成および保管にあたる。</p> <p>(4) 会計は予算および決算、金銭の出納にあたる。</p> <p>(5) 監査は本会の業務および会計の監査にあたる。また、臨時会議に出席することができる。</p> <p>(6) 幹事は会員をまとめ、会員との連絡・調整を行ない、会長の諮問に応え、会長が必要と認めた時召集する。</p> <p>(役員の仕事)</p> <p>第11条 役員の仕事は定期総会から次年度の定期総会までの1年とし、再任を妨げない。</p> <p>2 役員に欠員が生じた場合はまたは遠隔地に移転したため連絡支障をきたした場合は、会長の推薦により役員会で承認し、総会の時に報告する。その場合、任期は残存期間とする。ただし再任は妨げない。</p> <p>(役員会)</p> <p>第12条 役員会の議決は、出席した役員の大過半数をもって定める。ただし委任状をもってこれに充当することを認める。賛否同数の時は議長（会長）の決するところとする。幹事は会長が必要と認めた時召集する。</p> <p>(顧問)</p> <p>第13条 本会は顧問を置く。</p> <p>(1) 理事長および学長。</p> <p>(2) その他会長が必要と認め、役員会で承認された者。</p>

新島学園短期大学同窓会会則（案）

変更案	現会則
<p>(相談役)</p> <p>第14条 本会に相談役を置く。</p> <p>(1) 母校の学務課職員。</p> <p>(2) その他会長が必要と認め、役員会で承認された者。</p> <p style="text-align: center;">第五章 会議</p> <p>(会議の種類)</p> <p>第15条 本会の会議は次のとおりとする。</p> <p>(1) 定期総会 毎年5月に開催することを原則とし会長が招集する。</p> <p>(2) 臨時総会 会長が特に必要と認めた時招集する。</p> <p>(3) 役員会 必要に応じて随時会長がこれを招集する。</p> <p>(総会)</p> <p>第16条 総会は本会の最高議決機関である。</p> <p>2 総会の招集は、会議の7日前までに会議開催の場所、日時および会議に付議すべき事項を告知しなければならない。</p> <p>3 総会の議決は出席した会員の過半数をもって定める。</p> <p>委任状をもってこれに充当することを認め、告知に対して返信がない場合、議長に委任したものとす。また、賛否同数のときは、議長の決するところとする。</p> <p>4 総会は、役員会をもって代わることもできる。この場合、役員会の権限等すべて総会と同様とする。</p> <p>(総会の審議事項)</p> <p>第17条 総会は次の事項を審議し決定するものとする。</p> <p>(1) 役員を選任と解任</p> <p>(2) 決算の承認と予算の決定</p> <p>(3) 前年度の事業報告および事業計画の承認</p> <p style="text-align: center;">第六章 会費</p> <p>(経費の支弁および会費等)</p> <p>第18条 本会の経費は入会金および寄付金をもってこれに充当する。</p> <p>2 会費は正会員となる為の終身会費（10,000円）を入学時に納入するものとする。</p> <p>第19条 会費は、総会の議を経なければ他の目的に運用することはできない。</p> <p>第20条 本会の収支決算は監査を受けて総会に報告しその承認をうけなければならない。</p>	<p>(相談役)</p> <p>第14条 本会に相談役を置く。</p> <p>(1) 母校の学務課職員。</p> <p>(2) その他会長が必要と認め、役員会で承認された者。</p> <p style="text-align: center;">第五章 会議</p> <p>(会議の種類)</p> <p>第15条 本会の会議は次のとおりとする。</p> <p>(1) 定期総会 毎年5月に開催することを原則とし会長が招集する。</p> <p>(2) 臨時総会 会長が特に必要と認めた時招集する。</p> <p>(3) 役員会 必要に応じて随時会長がこれを招集する。</p> <p>(総会)</p> <p>第16条 総会は本会の最高議決機関である。</p> <p>2 総会の招集は、会議の7日前までに会議開催の場所、日時および会議に付議すべき事項を告知しなければならない。</p> <p>3 総会の議決は出席した会員の過半数をもって定める。</p> <p>委任状をもってこれに充当することを認め、告知に対して返信がない場合、議長に委任したものとす。また、賛否同数のときは、議長の決するところとする。</p> <p>4 総会は、役員会をもって代わることもできる。この場合、役員会の権限等すべて総会と同様とする。</p> <p>(総会の審議事項)</p> <p>第17条 総会は次の事項を審議し決定するものとする。</p> <p>(1) 役員を選任と解任</p> <p>(2) 決算の承認と予算の決定</p> <p>(3) 前年度の事業報告および事業計画の承認</p> <p style="text-align: center;">第六章 会費</p> <p>(経費の支弁および会費等)</p> <p>第18条 本会の経費は入会金および寄付金をもってこれに充当する。</p> <p>2 会費は正会員となる為の終身会費（10,000円）を在学2年次に卒業アルバム代金と共に納入するものとする。</p> <p>第19条 会費は、総会の議を経なければ他の目的に運用することはできない。</p> <p>第20条 本会の収支決算は監査を受けて総会に報告しその承認をうけなければならない。</p>

新島学園短期大学同窓会会則（案）

変更案	現会則
<p>第21条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。</p>	<p>第21条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。</p>
<p>附 則 本会の会則は1991年4月1日に制定し、同日から施行する。</p>	<p>附 則 本会の会則は1991年4月1日に制定し、同日から施行する。</p>
<p>附 則 (1993.7.10 一部改正) この改正は1993年7月10日から施行する。 (第5条関係)</p>	<p>附 則 (1993.7.10 一部改正) この改正は1993年7月10日から施行する。 (第5条関係)</p>
<p>附 則 (1997.7.26 一部改正) この改正は1997年7月26日から施行する。 (第5条関係、第6条関係、第9条関係、第11条関係、第14条関係、第15条関係、第19条関係)</p>	<p>附 則 (1997.7.26 一部改正) この改正は1997年7月26日から施行する。 (第5条関係、第6条関係、第9条関係、第11条関係、第14条関係、第15条関係、第19条関係)</p>
<p>附 則 (1998.5.30 一部改正) この改正は1998年5月30日から施行する。 (第6条関係、第9条関係、第16条関係)</p>	<p>附 則 (1998.5.30 一部改正) この改正は1998年5月30日から施行する。 (第6条関係、第9条関係、第16条関係)</p>
<p>附 則 (2000.5.27 一部改正) この改正は、2000年5月27日から施行する。 (第15条関係、第16条関係)</p>	<p>附 則 (2000.5.27 一部改正) この改正は、2000年5月27日から施行する。 (第15条関係、第16条関係)</p>
<p>附 則 (2001.6.16 一部改正) この改正は、2001年6月16日から施行する。 (第8条関係)</p>	<p>附 則 (2001.6.16 一部改正) この改正は、2001年6月16日から施行する。 (第8条関係)</p>
<p>附 則 (2002.5.25 一部改正) この改正は、2002年5月25日から施行する。 (第14条関係)</p>	<p>附 則 (2002.5.25 一部改正) この改正は、2002年5月25日から施行する。 (第14条関係)</p>
<p>附 則 (2004.6.5 一部改正) この改正は、2004年6月5日から施行する。 (第1条関係、第2条関係、第3条関係、第4条関係、第6条関係)</p>	<p>附 則 (2004.6.5 一部改正) この改正は、2004年6月5日から施行する。 (第1条関係、第2条関係、第3条関係、第4条関係、第6条関係)</p>
<p>附 則 (2006.5.13 一部改正) この改正は、2006年5月13日から施行する。 (第7条関係、第12条関係)</p>	<p>附 則 (2006.5.13 一部改正) この改正は、2006年5月13日から施行する。 (第7条関係、第12条関係)</p>
<p>附 則 (2008.5.24 一部改正) この改正は、2008年5月24日から施行する。 (第6条関係)</p>	<p>附 則 (2008.5.24 一部改正) この改正は、2008年5月24日から施行する。 (第6条関係)</p>
<p>附 則 (2009.5.3 一部改正) この改正は、2009年5月3日から施行する。 (第12条関係)</p>	<p>附 則 (2009.5.3 一部改正) この改正は、2009年5月3日から施行する。 (第12条関係)</p>
<p>附 則 (2016.5.14 一部改正) この改正は2016年5月14日から施行する。 (第3条関係、第4条関係、第6条関係、第7条関係、第8条関係、第9条関係、第10条関係、第13条関係、第15条関係、第17条関係、第18条関係、第19条関係)</p>	<p>附 則 (2016.5.14 一部改正) この改正は2016年5月14日から施行する。 (第3条関係、第4条関係、第6条関係、第7条関係、第8条関係、第9条関係、第10条関係、第13条関係、第15条関係、第17条関係、第18条関係、第19条関係)</p>
<p>附 則 (2023.6.17 一部改正) この改正は2023年6月17日から施行する。 (第18条関係)</p>	

新島学園短期大学同窓会会則（案）

変更案	現会則
<p style="text-align: center;">同窓会組織図</p> <p>年1回 予算決算、行事計画 会則の変更等の承認</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">定期総会</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">臨時総会</div> </div> <p style="margin-left: 40px;">↓</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>総会の準備、予算決算 及び金銭の出納等</p> <p>会員の連絡と会務の企画 立案、役員を選出等</p> </div> <div style="width: 45%; text-align: right;"> <p>会長 1名</p> <p>副会長 若干名</p> <p>書記 若干名</p> <p>会計 2名</p> <p>監査 1名</p> <p>幹事 若干名</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">役員会</div> </div> <p style="margin-left: 40px;">↓</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">幹事</div> <div style="margin-left: 10px;">卒業年度別若干名（在学 時の学友会役員の有志）</div> </div> <p style="margin-left: 40px;">↓</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">同窓生</div> </div>	<p style="text-align: center;">同窓会組織図</p> <p>年1回 予算決算、行事計画 会則の変更等の承認</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">定期総会</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">臨時総会</div> </div> <p style="margin-left: 40px;">↓</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>総会の準備、予算決算 及び金銭の出納等</p> <p>会員の連絡と会務の企画 立案、役員を選出等</p> </div> <div style="width: 45%; text-align: right;"> <p>会長 1名</p> <p>副会長 若干名</p> <p>書記 若干名</p> <p>会計 2名</p> <p>監査 1名</p> <p>幹事 若干名</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">役員会</div> </div> <p style="margin-left: 40px;">↓</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">幹事</div> <div style="margin-left: 10px;">卒業年度別若干名（在学 時の学友会役員の有志）</div> </div> <p style="margin-left: 40px;">↓</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">同窓生</div> </div>

その他

新島学園短期大学開学40周年記念事業について

☆新島学園短期大学開学40周年記念式典・講演会

日 時：2023年10月14日（土）

記念式典：13:00～ 講演会：14:15～

会 場：高崎市文化会館

高崎市末広町23-1

申 込：参加を希望される方は、9月29日（金）までに短大事務局（Tel:027-326-1155）
にお申し込みください。

☆新島学園短期大学開学40周年記念募金（寄付金）

同窓生の皆様からの募金（寄付金）のお願いにつきまして、短大公式HPにて
ご案内されますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

新島学園短期大学公式HP <https://www.niitan.jp/>

